

足利市中小企業融資制度 提出書類チェックシート(R4.4～)

申込資金名	一般(□運転□設備)/活性化(□売上減少□粗利減少□5号要件)/□独立開業/事業転換新分野進出(□運転□設備)/□新製品/小規模(□運転□設備)/□経安借換/□長期災害/□短期災害
-------	--

●下記項目について必要書類の確認を行い、右側のチェック欄に「レ」をチェックしてください。

		金融機関	足利市	
I 共通	(1) 融資斡旋依頼書			
	(2) 融資依頼書			
	(3) 信用保証委託申込書			
	(4) 信用保証依頼書			
	(5) 申込人(企業)概要	足利市融資制度の利用実績がある場合は不要 ⇒利用実績が不明の場合は足利市で確認		
	(6) 個人情報取扱に関する同意書	保証協会に提出したことがある場合、提出は任意。 (R3.4～個別同意から包括同意へ変更したため)		
	(7) 「保証協会団信」加入意思確認書	不加入の場合は不要		
	(8) 決算書(写)2期分	開業してから2期経過していない場合は1期分 「独立創業資金」の場合は不要		
	(8) -2 試算表	申込日が決算書の締め日から6ヶ月以上経過している場合		
	(9) 市税に未納がないことの証明(原本)	法人の場合は法人と代表者1部ずつ必要(概ね1か月以内) ⇒各税毎の納税証明ではないので注意 創業間もない方は課税対象がないことの証明が必要 個人・法人の代表者の場合は、住民登録のある自治体で取得		
(10) 信用保証料補助に係る委任状				
II 初回	(11) 法人商業登記簿謄本(写し可)	インターネットから取得可 個人の場合は不要		
III 事業実態	(12) 市内で事業実態の分かる確認書類	法人:本店登記が市外の場合、個人:住民登録が市外の場合必要 公共料金の領収書、ホームページ、所在証明(法人の場合)など		
IV 資金 用途	(13) 設備資金(車の購入、大型機械の導入、建物の購入等)の場合	見積書、カタログ(商品の写真等)又は設計書 建築の場合:建築確認済証など 建築、内装資金で借地借家の場合:所有者の承諾書など ※注文書は不可。		
	(13) -2【確認事項】設備資金の申請金額が『見積書』の80%以内であるか ※長期災害対策資金、小規模事業資金は除く※税別の見積書の場合は税込み金額で計算可			
V 資金別	(14) 短期災害対策資金、長期災害対策資金	セーフティネット保証3号、4号、5号 危機関連保証の認定書、被災証明書いずれか		
	(14) -2【確認事項】長期災害対策資金(運転資金、借換資金)について ※短期災害対策資金の利用実績があるものは上記書類がなくても可 ※借換資金については借換元の残額と同額以上であれば可			
	(15) 地域経済活性化資金(売上減少/粗利減少)	営業状況調書(足利市様式)		
	(16) 地域経済活性化資金5号要件	セーフティネット保証5号の認定書		
	(17) 独立創業資金	独立創業誓約書、新規事業計画書、取扱金融機関の所見(足利市様式)、事業着手が確認できる書類(謄本、建築確認通知書、建築請負契約書、賃貸借契約書、商品発注書、商品売買契約書、許認可など)、独立創業資金受付チェックシート		
	(18) 新製品開発促進資金	認定申請書・県内研究機関の認定書・ 国、栃木県の各種認定、足利市地域産業振興奨励補助金交付決定通知書(産業ものづくり課発行)等のいずれか		
	(19) 経営安定化借換資金	借換計画書(足利市様式)		
(19) -2【確認事項】①借換元の資金は借入当初から2/3以下になっているか ②月々の返済が借換前より減少しているか ※同額でも可				
VI 業種別	(20) 飲食業の場合	飲食業の許認可		
	(21) 建設業及び工事業(大工、とび職、造園業、塗装業等)の場合	工事受注明細書(所定様式なし)		
	(21) -2『工事受注明細書』に記載されている工事の受注金額が500万円以上のものがある場合	建設業の許認可		
	(22) 中古車販売、その他中古販売業の場合	古物商の許可証		
	(23) 許認可が必要な業種の場合	各業種の許認可		
VII 金利 優遇	(24) 事業承継計画を実行する中小企業	事業承継計画が確認できる資料(認定書の写し、事業承継計画書の写し等)		
	(25) 「えるぼし」「くるみん」認定企業	認定を受けたことが証明できる資料(認定書の写し等)		